

令和3年第4回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和3年8月11日（水曜日）

◎出席議員（13名）

1番	多治見	亮一	君	2番	高道	洋子	君
3番	進藤	晴子	君	4番	榊原	深雪	君
5番	田利	正文	君	6番	熊澤	芳潔	君
7番	高橋	健一	君	8番	川上	修一	君
9番	高橋	秀樹	君	10番	二川	靖	君
11番	木村	明雄	君	12番	井脇	昌美	君
13番	吉田	敏男	君				

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 渡辺俊一 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳	君
総務課長	松野孝	君
福祉課長	保多紀江	君
住民課長	佐々木雅宏	君
建設課長	増田徹	君
消防課長	大竹口孝幸	君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一	君
事務局次長	野田誠	君
総務担当主査	中鉢武志	君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 4＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4＞
- 日程第 3 行政報告（町長）＜P 4～P 6＞
- 日程第 4 議案第 6 1 号 障害者地域生活支援拠点施設新築（建築主体）工事請負契約について＜P 6～P 7＞
- 日程第 5 議案第 6 2 号 足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例＜P 7～P 8＞
- 日程第 6 議案第 6 3 号 令和 3 年度足寄町一般会計補正予算（第 5 号）＜P 8～P 17＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和3年第4回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長 渡辺俊一君から、招集の御挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、令和3年第4回臨時会の招集に当たりまして、何点か申し上げまして御挨拶とさせていただきますと思います。

まず、昨日台風から変わって発達した低気圧の影響によりまして大雨と洪水の警報が出ておりましたけれども、現在のところ、風倒木の情報が1件入っているだけでございまして、大きな被害はないものと考えているところでございます。

明るくなってきて分かる被害もありますけれども、大きな被害はないというように思っているところであります。

アメダスの観測情報によりますと、降り始めから今朝までの降水量でございまして、足寄が89ミリ、それから上螺湾が99ミリ、柏倉が95ミリとなっております。

上流の陸別でありますけれども、陸別でも108ミリ、それから陸別の小利別で123ミリということで、結構な雨量がございました。

そうした中でも、利別川の水位については大きく上がっていないのかなというように思っております。そういった意味で、この間帯広建設管理部さんで河川改修を進めていただいているということと、それから7月極端に雨が少なかったというようなことも影響しているのかなというように思っております。

いずれにしても大きな被害はないのかなというように思っておりますので、多分御安心していただいて構わないのかなというように思っております。

それから、新型コロナウイルスでありますけれども、後ほどまた行政報告もさせていただきますが、緊急事態宣言が東京など6都府県、それから蔓延防止等重点措置については北海道を含めて13道府県に8月31日まで適用されております。

全国的にまだ拡大傾向というような状況になっておりますが、感染力の強いデルタ株の影響ですとか、夏休み、それからこれからお盆を迎えるというようなことで、予断の許さない状況なのかなというふうに思っております。

これまで同様、不要不急の外出を控えるとともに感染予防、感染拡大防止に引き続き御協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それから、本町の主要な畑作物の一つであります小麦の収穫作業が7月25日から行われておりましたけれども、8月4日に無事に作業が終了したと聞いております。

反当たりの収量については10.73俵、それから予測製品反収については9.44俵ということで、豊作というように聞いております。

この後好天が続いて、ほかの作物についても順調に生育して豊潤な秋を迎えられることができると願っているところでございます。

それから、高速道路の関係でございまして、既に新聞報道等で御承知のことというように思っておりますが、7月30日にこれまで当面着工しない区間となりました足寄―陸別間の事業再開が決定をいたしました。前にもお話しさせていただいたかなと思いますけれども、この区間が開通することによって十勝圏とオホーツク圏、釧路圏が高規格道路網でつながるといって、人やそれからものの交流はも

とより観光、防災、医療などいろいろな効果がもたらされるものと考えております。

また、豪雨などの災害にも、この足寄一陸別間については国道とのダブルネットワークということで必要な道路と考えているところでもあります。

今後、高速道路を使って多くの人に足寄町を目的地として高速道路を使って来ていただけるように、商工会ですとか、それから観光協会、それから町民の皆さんも含めて連携しながら、協力しながら足寄町の魅力の創造、それから発信に努めていかなければならないと考えているところでもあります。

以上、何点か申し上げましたけれども、本日御審議いただく議案でございますけれども、議案について議案3件予定してございます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、11番木村明雄君、12番井脇昌美君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 本日開催されました、第4回臨時会に伴う

議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、議案第61号から議案第63号までを即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

なお、本会議終了後、議場において全員協議会を行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、令和3年6月3日開会の第2回足寄町議会定例会で新型コロナウイルス感染症に対する本町の取組について行政報告していたところですが、その後の対応状況について御報告いたします。

まず、新型コロナワクチンの接種についてですが、5月から高齢者等の優先接種を開始し、7月26日からは12歳以上64歳未満の対象者への接種を開始しております。

接種の状況といたしましては、国のワクチン接種記録システムに入力されているデータを基に8月9日までの接種済み人数、接種率を算出いたしますと、ワクチンを1回接種した町民は4,149人で、そのうち高齢者は2,438人、2回接種済みは2,611人でそのうち高齢者は2,211人となっております。接種率は対象者全体では1回接種済み61.1%、2回接種済み38.5%、そのうち高齢者については1回接種済み91.1%、2回接種済み82.6%となっております。

なお、ワクチンの確保については、現在のところ希望数を確保できる見通しとなっていることから、接種を希望されている方全員に円滑に接種ができるように、医療機関の御協力を頂いて個別接種人数の増枠を行っているほか、7月31日から9月5日までの土曜日、日曜日に6回の集団接種を実施することとしております。

続きまして、町内における各イベントの実施状況について御報告いたします。

まず、毎年8月に開催しております、「足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会」につきましては、来場者の安全の確保が困難なことから、同実行委員会総会において、昨年度に引き続き中止することが決定されました。

なお、前の年に生まれた子供たちの誕生をお祝いする「こどものために花火を打ち上げようプロジェクト」につきましては、青年を中心とした実行委員会において、安全を考慮して時期や場所を変えての開催を検討しております。

また、例年9月下旬にあしよろ観光協会、足寄町及び北海道新聞社が共催している「オンネトー物語」につきましては、現

地でのイベントを中止し、フォトコンテストのみを開催することといたしました。

以上、本町における新型コロナウイルス感染症に対する対応状況について御報告いたしました。今後におきましても国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止の徹底に取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。御報告といたします。

今、「こどものために花火をあげようプロジェクト」、「打ち上げよう」と言ってしまうかもしれませんが、名称の名前については「こどものために花火をあげようプロジェクト」でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、雌阿寒温泉地域に生活水を供給している足寄町の水道施設における漏水について御報告いたします。

令和3年7月15日に雌阿寒温泉水道組合代表 野中祐子氏より断水の連絡が入り、同日、足寄消防署のタンク車により貯水タンクへの給水を行いました。翌朝には貯水タンクが再び空になったことから、漏水箇所の調査を行ったところ、地上部では発見に至らず、緊急対応のため現計予算では足りず予備費も充当し、唯一住民が居住し営業をしている「山の宿野中温泉」へ貯水タンクから直に仮設の水道管を設置するとともに導水ポンプの修繕を行い、生活水の確保を図りました。

この漏水の影響により、現在、同地区の公衆トイレの手洗い及び登山口駐車場の水飲み栓が使用できなくなっていますが、登山者の飲み水等の供給については野中温泉に協力を頂いております。また、公衆トイレは循環式のため、水の供給がなくても通常どおり利用が可能です。

なお、9月以降の議会において、漏水箇所の調査と修繕に係る経費の補正予算を提案させていただき、本町の重要な観光資源である雌阿寒温泉地域の安定した水の供給に努めてまいります。

また、この施設は昭和62年に整備したもので34年経過することから、貯水タンクや水道管等の老朽化が進み、施設の長寿命化を図るべき時期を迎えており、環境省や林野庁等の関係機関と大規模改修に向けた協議を進め、来年度に關係予算の提案を行いたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、2件の行政報告をさせていただきました。以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

◎ 議案第61号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第61号障害者地域生活支援拠点施設新築（建築主体）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書の1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第61号障害者地域生活支援拠点施設新築（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年7月30日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した障害者地域生活支援拠点施設新築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、障害者地域生活支援拠点施設新築（建築主体）工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約の金額は、1億8,876万円。

契約の相手方は、足寄町旭町4丁目24

番地、株式会社木村建設、代表取締役 木村祥悟氏でございます。

工期につきましては、令和4年3月18日でございます。

工事概要につきましては、2ページの配置図を御覧ください。

左上に記載しておりますとおり、工事場所につきましては足寄町北3条2丁目4番地2の内と65番地。

構造は木造2階建て、延べ床面積は建物の本体が655.01平方メートル、カーポートが58.77平方メートル、合わせて713.78平方メートルでございます。

3ページに平面図、4ページに立面図を添付しておりますので御参照くださいますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番榊原深雪君。

○4番（榊原深雪君） 4ページの東側立面図のことなのですが、階段がありますね。この上の雪とか降った日に滑らないような屋根とかはかかっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 階段。

建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 東側の階段の上部に屋根がかかっているのかという御質問ですが、一応屋根はかかって雪などが落ちないようにはなっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 3ページの1階の平面図と2階の平面図の一つだけ大きなお部屋がありますが、これは図面を見る限り

車椅子でも使えるというような感じで捉えてよろしいですか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの御質問なのですけれども、大きな部屋は車椅子の方、あとは家族で住まれる方のための部屋となっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番進藤晴子君。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

では、2階をもし使う場合は、エレベーターはないですね、この図面上は。ということは2階は家族で使われる方というふうに捉えてよろしいですか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 車椅子の方につきましては1階を利用させていただいて、2階は階段ですので、御自分で上がれることができる方が利用することになります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号障害者地域生活支援拠点施設新築（建築主体）工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第61号障害者地域生活支援拠点施設新築（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決さ

れました。

◎ 議案第62号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第62号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） お手元の議案書、5ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第62号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、さきの国会においてデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が可決、成立し、その中で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されまして、これまで市町村が個人番号カードの発行などの事務を委託していた地方公共団体情報システム機構、以後、機構と省略させていただきますが、機構が個人番号カードの発行とその運用に関する事務を行うことが法律上規定されまして、機構はその事務処理の主体となることが明確化されました。

今後は法律に基づきまして、機構と市町村の間で再発行手数料徴収に関する委託契約が締結されまして、手数料についてはこれまで町の収入としておりましたが、今後は保管金として一度町が収入いたしまして、機構に対して町が一度収入した手数料を納入するよう変わります。そのため町の条例に規定する必要がなくなります。

条例の改正内容といたしましては、改め文におきまして、その他手数料の項中、個人番号カードの再発行手数料を規定する文言を削る改正を行うものでございます。

改正後の法律が令和3年9月1日から施行されるものですから、改正後の条例の施行期日につきましても同日とするものでございます。

議案書6ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第63号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第63号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第63号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第63号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,206万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,122万6,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第7目庁舎管理費、第14節工事請負費におきまして、役場庁舎渡り廊下改修工事といたしまして1,100万円、役場敷地内排水溝修繕工事といたしまして264万円、合わせて1,364万円を計上いたしました。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、第14節工事請負費におきまして、消防総合庁舎床改修工事といたしまして738万1,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

6ページへお戻りください。

第19款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財源調整のため財政調整基金繰入金といたしまして1,248万円を計上いたしました。

第21款諸収入、第5項雑入におきまして、町有建物災害共済金といたしまして923万1,000円を計上いたしました。

以上で、議案第63号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番。

失礼いたしました。ちょっとお待ちください。

すみません。ちょっとお待ちください。

6ページをお開きください。

6ページから9ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） 歳出の9ページでございますが、この役場庁舎渡り廊下改修工事に1,100万円となっております。本当にこの金額については大変驚いております。あの渡り廊下を何度も通っているし見ておりますけれども、家が1軒建てるぐらいの予算になるのだなと、修繕費なのだということで、そのうち共済金のほうから災害共済金が923万円ということで出てはおりますけれども、その差額については町の持ち出しになるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

11ページに予算説明資料を添付してございますが、その中でも記載してございますが、役場庁舎渡り廊下改修工事1,100万円のうち財源内訳といたしましては、今、議員おっしゃったとおり、共済金といたしまして923万2,000円と、うち残りは一般財源を176万8,000円を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） 残額を町が持ち出すということで、その金額、総額に対して町の持ち出しのこともありますけれども、そのことについてなのですけれども、今コロナだとか、コロナの対策費だとかいろいろ

ろな意味で基金が取り崩されつつあるときに、こういった不祥事というか事故により、職員の事故により基金が取り崩されるということは本当に大変なことだと思っております。歳出の予算の減額ですね、大変皆さん、職員の皆さんも予算立てるときは苦勞していると思うのですが、そういう中でこの不用意な持ち出しがあるということは嘆かわしいなということでございます。

そこで、今後こういう、これは事故だからいろいろな事情もあったのかもしれませんが、しかし事故は事故として、あれですね。その前に、こういった直し方をするのか、その1,100万円もかけて、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 修理方法。直し方。

建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 直し方ということなのですが、一応既存の状態、もともとあった状態に戻すというのが大原則になっていきますので、そういう形で戻します。

今現状で外側のガラスだとか、壁だとか剥がれている部分と、一部橋というか鉄骨が渡っているのですが、そここのところの一部改修と周りの外側の改修と合わせて1,100万円というような金額になっておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） 損害額はいろいろ今までも何回もいろいろな損害がありまして、その都度共済からお金が出たり町が負担したりということでございますけれども、この責任の取り方ですね。私、今回申し上げたいのは責任の取り方なのですけれども、公務員の懲戒処分とかいろいろ法的には免職とか停職とか減額だとかいろいろ、戒告とかありますけれども、実務上の

処分として訓告とか嚴重注意とかがございます。また、前にテレビでいつか大きな損害を職員がしたときに、管理職とか担当者とか職員みんなが寄附を募って、そしてその損害金をみんなでかき集めてそれに充てたというテレビも、大分前ですけれども、見たことがございました。ほかの町村もいろいろと処分の取り方を検討しているのか、法的に法整備をしているのか、それはまだ調べたことないから分かりませんが、そういった面で法の整備をある一定の目安を決めて、100万円以上は幾らとか、1,000万円になったらこうだとか、500万円以上はこうだとかという、そういう整備を、法の整備をやったりしたらいいのではないかと。そういうことによって、お互いに抑止力にも、事故の多発の抑止力にもなるし、またお互いに緊張感を持って仕事ができるといった意味では、やはり検討するときではないのかなというふうに思います。そのことについていかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） これは管理者だな。

町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今回の事故については本当に前にも行政報告させていただいておりますけれども、状況等については御報告させていただいておりますけれども、大変申し訳なく思っているところでございます。

今回、渡り廊下だけではなくて、もう一つ消防のほうの庁舎の床の改修工事についても、これも職員のちょっとした不注意といったことから直さなければならないという状況になってきているということでございまして、それぞれどんな事故についても起こしたくて起こすということにはございまして、ちょっとした注意が、何というのかな、不注意というか、そういったことから起きている部分なのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、だからといってそれはいいということではなくて、やはりひとつ間違いというのは当然それぞれ人間でありますからありますけれども、それを二度と繰り返さないということがやっぱり大事なのかなというふうに思っております。同じようなことを繰り返さないということを今後とも十分気をつけながら、それは職場の中でもそれぞれ、職員それぞれが考えなければなりませんし、またその職場の管理者、そして当然私も理事者としてもそこは当然考えなければならない問題だというふうに思っているところであります。

そういった意味で、本当に今回非常に財政的にも大変だということの中で、渡り廊下それから消防庁舎の床改修といった部分で一般財源を使いながら改修させていただくといった部分では本当に申し訳なく思っているところであります。

当然、先ほども言いましたように、今後そういう同じような事故を二度と繰り返さないようにということで、それぞれの職場の中で十分注意をしながら進めていきたいなというふうに思っておるところであります。

今、議員からのお話ございました、処分の方法等について検討するべきではないのかというようなこともございました。

一般的に金額だとかそういったものでなかなか切り切れない部分というのも何かあるのかなというふうに思っています。金額が小さいからいいのだとか、金額が大きいからこれは大きな処分をしなければならないだとかという、もちろんその影響というのは当然ありますけれども、そういったものでもないのかなというふうに思います。ですから、金額によって処分の大きさを決めていくだとかということではやっぱりないのかなというふうに思っているところであります。

ただ、やはり誰も責任取らないだとかというようなことというのはやっぱりよくな

いのかなと。やっぱりそれなりにやっぱりそれぞれの責任は取っていかねばならないのかなというように思うところでありますので、今後について今高道議員がお話ございましたので、そういったことも含めていろいろと参考にさせていただきながら、調査、研究させていただきたいなというように思っているところであります。

以上でございます。

それから、それぞれ今回の不注意というか、そういった部分ではそれぞれ今後も注意するよというところでお話はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

2番高道洋子君。

○2番（高道洋子君） 金額によってというのは私もさっき例を申し上げましたけれども、それには限らないことで、何らかの方法でみんなが緊張して仕事ができるように、もちろんしていると思えますけれども、事故の抑止力という意味で検討をしていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

4番榊原深雪君。

○4番（榊原深雪君） 9款の消防費のことでお伺いいたします。

6月の町長の行政報告にありましたけれども、説明がありましたけれども、このときに当直職員が起床したところ見つけたということですね。そして時系列がちょっと分からないのですけれども、当直日誌というのがありますか、まず最初それを聞いてからお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

勤務日誌というものがございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原深雪君。

○4番（榊原深雪君） それは勤務日誌に点検のところに、異状なしとかあるとかと書くのですか。ちょっとお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

勤務日誌につきましては、一日の業務、それを記載しております。点検等につきましては目視で行って、チェック等はございません。

当日は深夜の22時に就寝しております。その後、5時に起床後に発覚いたしまして、こういう状況になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原深雪君。

○4番（榊原深雪君） それでは、22時に就寝されたということですが、このホースを使った時間は何時だったのですか。作業終了後ということですよ、これ。蛇口を閉め忘れたということですから、それから何時間たっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

使用した時間につきましては、午後3時頃ということをお聞きしております。

水道量のほうをちょっと確認したところ、深夜の22時40分から水道量のメーターが上がってきておりまして、5時に止まっている状態になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原深雪君。

○4番（榊原深雪君） かなりの時間がたって気がついたということなのですね。その時系列が書いてなかったもので、行政報告ではなかったものですからどうだったのだろうと思って、そして先ほど町長からちょっとした不注意、ちょっとした不注意という言葉が2つも出てきましたけれども、ちょっとした不注意ではないのですよね。これ合わせて2,000万円以上のお金

がかかっているわけですからね、もっと厳重に注意していただかないと大変なことになるのではないかと私は思いますね。

そして、この勤務日誌もそうですけれども、やはり点検、点検をきちんとするようなシステムに持っていかないとまたこういう事態が起こり得るかもしれませんので、こここのところを厳重にこれから、こういう行政報告の必ず文言、定例文句なのですけれども、今後確認の徹底を指導しとかと書いてありますよね。再発防止に努めてまいりますということなのですけれども、これ再発ですよ。今の消防のほうね。だからこういうことが、金額がとて、先ほど高道議員もおっしゃいましたように、金額が伴うとの、かなり伴うのと最高責任者の責任がどこにあるのかということももうちょっと責任を持って、そういうところを訓示としてきちんとやっていかないと、今後もあり得る事故だと思しますので、そのところを徹底していただきたいなと私は思うのですがいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） これも町長、答弁をお願いします。

町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ちょっとした事故という、ちょっと口癖みたいになっているかもしれませんが、そういった部分で、つい使ってしまう部分はありますけれども、その一つ一つの事象を見ていったときには、本当にきちんと注意をしていけばいいのだけれどちょっとそのときに注意しなかったという部分、そういった部分のここは積み重ねというのがやっぱりあるのかなというように思っています。

ですから、ヒヤリ・ハットだとかではないのですけれども、本当に小さな事故が積み重なってそういうことがずっと起きていますと重大事故につながってきますよということがやっぱりありますので、そういった意味ではちょっとした不注意がずっと積み重なっていくと大きな事故にやっぱりつな

がっていくという、そういうことなのかなというように思っています。だから一つ一つの事象を見ていったときには、それぞれ注意しているつもりだったけれども、ちょっとそこが抜けてしまったというようなことがやっぱりあるのかなというように思っているところであります。

そういった意味では、本当に決まり文句で毎回毎回このようなことが二度とないよというところでお話をさせていただいておりますけれども、中身は違うけれども、同じような中身はないですけれども、中身は違うけれどもやはり事故が起きたりだとか、不祥事というか、間違いが起きたりだとかというようなことがやはり起きてきているというのは実態としてあるのかなというように思っておりますので、そういった意味で、いろいろな機会を通じて事故だとか、そういったことがないようにということでお話をさせていただいておりますけれども、そうはいってもいろいろな職員もいっぱいいますから、それぞれ気をつけてはいても事故なり何なり起きてしまうということがあるのかなというように思っています。

ただ、それはそれでいいということではないので、やはり機会を見ながら常にそういうことを注意しながら、職員一人一人が注意しながらということ浸透させていきたいなというふうには思っているところであります。

やっぱり責任の取り方というのはやはりあるのかなというように思っておりますので、そこについてはそれぞれ私も含めて検討させていただきたいなというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原深雪君。

○4番（榊原深雪君） 作業が終了後3時から10時40分まで、水道のメーターが上がったので気がついたというお話でしたけれども、これを今チェック体制もないと

ということですよね。そうしたら、今後チェックするお気持ちはあるかどうかお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） それは後に分かったのでしょうか、後に。そのときではなく。

消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） もう一度ちょっと御説明させていただきます。

水道に取りつけたのが午後3時頃、作業を終えてそのまま閉め忘れたという形にはなりますが、その後発覚した、要するに外れたので深夜の10時過ぎということになります。

先ほど議員も仰せられたとおり、今後チェック体制を厳しく、朝昼晩、庁舎の周り等は見ているのですけれども、その時点では深夜就寝する前の確認は当然戸締まり等はしておりますが、そのときには気づきませんでした。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原深雪君。

○4番（榊原深雪君） 今気づかなかったというお話ですけれども、蛇口を閉め忘れたためということですよ。これはもう必ずすることですよ。作業終わったら蛇口を閉めるということは、それは作業としてはあるわけですよ。それを忘れていたためにこういう重大な事故が起きたということですよ。そうしたら、今度からチェック体制をするのが普通、今度からやりますというのが当たり前のことだと思うのですけれども、それを何かちょっと今言い訳がましいようなお話ばかりで、何かちょっとこちらは合点がいきませんけれども。

○議長（吉田敏男君） 副町長ですか。

消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） すみません。

もう一度御説明いたします。

蛇口、ホースの先端、ノズルがありますけれども、そのノズルを閉めてありまして蛇口だけを開けた状態でありました。です

ので、圧がかかってしまい、数時間後に外れたという形になります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原深雪君。

○4番（榊原深雪君） それは行政報告で受けて分かっているのですよね。それをもとに今質問しているのです。だから、そういうことにならないために、その蛇口を閉め忘れたって簡単な作業ですよ。それこそ町長いわくちょっとした不注意ですよ。でもそれをしないためにはチェックすることが必要でないかということをお話ししているのに通じませんか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） いろいろな作業ありますけれども、一つ一つに本当にきちんとチェックをしていけばいいのかもしれないのですけれども、今回の部分みたいに水まきして、言ってみれば蛇口で出っ放しにはなっているけれども、ノズルのほう、ホースがずっとつながって一番先端のノズルのところで水が止まったという部分で、ここで水は止まっているわけですよ。ただ、蛇口のほうがきちんと止まっていなかったということで、ここでずっと水が蛇口のほうから水が出っ放しになっているので、ホースのほうには圧力がずっとかかっているということで、何時間後にきちんと止めてあったやつが外れてしまったというようなことでありますので、本人としては水は止まっているという認識でいたということなのだと思うのです。蛇口のほうは閉め忘れたということでもあります。

一つ一つきちんとチェックをして、ここを止めた、ここを止めたとやっていけば、やっぱりそういった部分では間違いがないのかなというように思いますけれども、どこまで、そういった意味で、今回はそういうことですよけれども、ほかの部分でもいろいろ作業があって、全てに当たってきちんとチェック、チェックということでやっていけばいいけれども、そこをきちんと全

部がやり切れるかどうかという部分、数がいっぱいある、今回はこの作業だけですけれども、そういった部分ではいろいろな部分があって、全てにチェックができれば本当はいいのですけれども、できるかどうかというのはちょっと分からない部分もあるのかなというように思っています。

そういった意味で、ではチェックしないでいいのかということではないので、できる限りチェックをしながら、ここはきちんとやったか、ここはやったかというのを、それこそ指さし確認ではないですけれども、きちんとチェックをしながらやれる体制というのを、それをきちんとチェックした、こうやってこうやってやっていくというのはなかなかこれ難しい。一覧表があって、一つ一つこうやってチェックしていくのはなかなか難しいかもしれませんがけれども、そういったことをきちんと念頭に置きながら作業を進めるという、そういったことは今後も必要なことでありますし、やっていかなければならないことだというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原深雪君。

○4番（榊原深雪君） ホースリールの先端のノズルは閉めたもののとありますよね。その作業の、結局水道栓を閉め忘れたということですからね、その確認って、こういう事故は初めてですよ、私が知る限りで。私が議員生活の中では初めてだと思うのですけれども、これを確認する、一緒に作業した方もいるのだけれども、一人一人がこれは自分の確認をする責任があると、そういうふうに決めておけばこういうことにはならなかったのではないかと私は思うのですけれども、そういうことも、いや、もう今町長お話しした、あっちでもこっちでも確認する場所があってと、いや、そういうことは言い訳にはならないと思うのですよね、お仕事ですからね。これをきちんと管理する人がきちんとする、自

分の責任箇所をきちんとするということがなければまた起きるとも限らないと、さっきから何度も私申し上げていますがけれどもね。今後のことで、そういうことがチェック体制をつくるということが大事なのではないかということをお話ししているのですけれども、今理由は全部もう行政報告で受けて分かっていますので、今後のことですよね。もう終わってしまった、やってしまったことはもう仕方ないですけれども、今後のことをきちんとした考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 消防の関係でいきますと、消火作業だとかそういった部分では、きちんとやっばり何をやって何をやってときちんと決まっている部分というのはやっばりあるのだというように思います。

ただ、今回は言ってみれば、庁舎周りの清掃だとかそういった環境整備といった部分なので、そういった部分では、きちんとした何をやって次何をやってというマニュアルがあってチェックがきちんとされているだとかというものというのはやっばりなかったのかなというように思います。今回の作業の部分についてはですね。

そういった部分で、こういう事故が起きてすぐ、こういう事故が起きたからやるということではなくて、やっばり日頃からやっばりいろいろな仕事の中でマニュアルなり、それから作業手順がきちんと決まっていて、こういったところにはきちんと一番最後ここをきちんとチェックして終わりですよといった部分をやっばり今回の部分だけではなくて、全体的にそういう、何とかな、チェック基準というか、作業の手順というか、そういったものをきちんとつくっていかなければならないのかなというように思っていますので、それは消防だけではなくて役場も引くくめて全体的にそういうことが必要なのかなというように思っています。

今回のたまたま大きな工事で直さなければならぬというようなこともありますけれども、そのほかにもいろいろとやっぱり小さな事故みたいなものもやっぱりありますので、そういったものも含めてやはりきちんと点検をし、事故が起きないように、そういったことを一つ一つ今回の事故だけに限らずやっていかなければならないのかなというように思っておりますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番榊原深雪君。

○4番（榊原深雪君） それで、町長がおっしゃるとおり、ちょっとした不注意でこの738万1,000円の損害があったわけですからね、そういうことを町民感情からしてもやっぱり今後とも厳しく、皆さんに自分のお仕事の管理面を、チェック体制を本当に今後厳しくしていただきまして、質問を終わりたいと思いますけれども。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

5番、田利議員。

○5番（田利正文君） 今いろいろ指摘されてましたけれども、ちょっとお聞きしたいのは、事故があった前と後、取組についてきちんとこんなふうに変えましたよというのがちょっと、何かされたというふうにちょっと聞こえてこないものですから、そのところをお聞きしたいと思うのです。

なぜかという、町長も今いろいろ言っていましたヒヤリ・ハットがあるとか、いろいろ積上げがあつてとかいろいろと言っていました。それも私も現役の頃に安全衛生の関係をやっていて、必ず起きるのです。ヒューマンエラーと言っていて、特に重機を扱う方などはクレーンのついてトラックで走っていて、農家のD型ハウス壊すとか、農済の電線切るとかということは何となくありました。絶対にゼロにはならないと思うのですけれども、小さい事故を積み上げて最後には大きな事故

を防ぐということが今町長言われたとおりののですけれども、そのところを防ぐための仕組みというか、それを各パターンごとにきちんとやっぱり事故と事故後の取組がきちんと明確になっていないとだめでないかという思いがあるのですけれども、それがどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

消防課長、答弁。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

この事案の後、職員に対し訓示、作業の確認の徹底等をするように指示しております。また、1人では作業をせず2人以上やるように指示をしております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 庁舎のほうは。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 庁舎のほうもこの事故を受けて車両室のほうできちんと訓示をして、今後事故がないように、できるだけ事故を起こさないようにということと訓示をしてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 事故がないようにという訓示は誰でもするのだと思うのです。けれども、そうではなくて、具体的にこうなさいと、今消防課長言われたように1人ではなくて2人でチェックするというふうな具体策ありましたよね。そういう具体的なことがなければだめだと思うのですよ。僕ら現役の頃もそうなのですけれども、日勝峠超えていくときに気をつけて行けよと言いますよね。それはだめなのですよ。だってプロだから、運転手は。プロなのだからおまえに言われなくたって分かっているわということで行ってしまうわけですよ。だからそうではなくて、具体的

に、今日の日勝峠はこうこうこうだから、
こういう点で気をつけよというところま
で具体策を踏み込んで指示しなければだめな
のですね。そういう意味での訓示ならいい
ですけれども、ただ気をつけるだけではだ
めだと思うのですよ。だから、もっと踏み
込んだ具体策が必要だというふうに思っ
ているのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 議員仰せのと
おり、具体的な訓示なり何なりというこ
とで、たまたま今回の事故につきましては、
1名乗車のショベルであったということも
ありまして、今後につきましてはショベル
に乗る方はどうしても1名ということなの
で、作業については十分特にバケットを上
げた状態だとか、そういったときにはきち
んと注意をしながら、後方確認なり前方確
認をするようにというような形の訓示をし
ております。その他につきましては、作業
につきましては、単独ではなく2名で行う
ようにというような形で進めてきておりま
すので、御理解のほどよろしくお願いを申
し上げます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

6番熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 若干田利議員と高
道議員の部分と重なる部分もありますけれ
ども、まず今回のこの除雪についての損壊
だとは思っているのですけれども、まず今言わ
れたように、作業の安全対策、当然町長の言
うように安全対策については十分気をつけ
なさいということになるのですけれども。

それで、何というのかな、まず最初にお
聞きしたいのは、今回の事故で車両には補
助職員は乗っていたのですか。それと、作
業の現場の旗振り業務ですか、そういった
方も当然この除雪の中では、庁舎の周りだ
とか住宅等の周りはそういったものをつけ
なければならぬのではないかとというふう
に思うのですけれども、そういった対策とい
うのはきちんとやっていた中で起きたとい

うことなのでしょうかね。それをお聞きし
たいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 議員仰せの添
乗員が乗っていたのかという話ですが、こ
れにつきましてはショベル1人乗りなも
のですから、取りあえず1名で作業をし
ておりました。本来ですと、周りに人員を配置
して通行の制限だとかを行うところなの
ですけれども、大きな駐車場ということもあ
りまして、単独で今回のところ、作業をし
ていたというような形になっております。
これからの作業につきましては、そうい
ったところも注意してやるようにというこ
とで、作業員など、作業でなくて誘導員等
を配置しながら進めるというような形で、室
のほうでは話をしていますので、今後にお
いてはそういった対応で進めていきたいと
いうふうに考えていますので、御理解のほ
どよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 6番熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 他町村でもこう
いった除雪の際の事故というのはあって、
非常に心配される部分があるのかなと思
いますので、やっぱりきちんと運転手、補助
職員つけるとか、それから誘導、旗振り
ですか、そういったことについてはきちん
とやるということをやらないと、例えば人
身事故が起きれば大変なことになるわけ
ですね。そういったことで十分気をつけて
いただきたいと思います。

それと、実は私、今回この事故の関係で
たまたま総務課に用事があって来て、そ
こで座っていて職員の方とお話ししてい
たときに起きたのですよね。それで、物
すごい音と物すごい揺れ、ゆがみ等も
実はこの庁舎が動いたのですよ。です
から、消防庁舎も恐らく揺れたのでは
ないかなと思います。通常地震の揺
れではなくて、もうゆがみ含めた音
と揺れというのが起きた、びっくり
してしまって、みんな外に出たの
ですけれども、そういったことから言う

と、今回の予算の中の1,100万円の中の部分で、私もちょっと分からなかったのですけれども、インスペクションというこの調査というのがあるのですよね。その調査をぜひやってもらいたいなというふうに思っているのですよ。そのぐらい揺れたのですから。ですから、そういったインスペクションの調査というのは実はあって、これはゆがみだとか、それから傾斜だとか、そういったものをやると。そういったことについてはこの中に入ってやるという形になっているのでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） インスペクション調査ということなのですが、役場庁舎と消防庁舎の間は一応構造としては橋の構造と同じような構造でついていまして、本庁舎側のほうが固定された橋の固定部分で、消防庁舎側のほうは衝撃があったときに可動するような形になっています。なので、確かに本庁舎のほうにはかなりの衝撃があったというふうに伺っているのですが、消防庁舎のほうには衝撃としては吸収がされた音だとか、そういった衝撃になっているというような状況になっています。

今回の補修につきましては、支承部が動いたと、片方動く側のほうが動いたということで、その一部補修と壊れた部分の補修というような形で費用的には大きくなっているのですけれども、そういった補修というような形になっていますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 6番熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） そうしますと、調査は、そういった調査はお諮りの中でやらなくてもいいということになったと、こういうことなのですか。そうですか。私はどうもその辺は非常に衝撃を見たときに、考えられないなど、調査すべきでないかなというふうに私は思ったのですが、分かりました。調査は要らないということですね。

それで、この損壊による保険金で、共済金で賄うよということなのですから、これまたこちらの総務課なのかも分かりませんけれども、1,000万円もの保険が、共済金が下りるよということなのですから、これは次の年度に対しての負担というのは相当出てくるわけですよね、これは。ただ単に共済金で出ているというだけのことではなくて、次に影響するわけですよね。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

例えば共済金を令和3年度に受領したといたしましても、次年度以降の保険料がその共済金が支払われた、事故を起こしたからといって再び金額が、保険料が上がるということはございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

6番熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） それと、せっかくのあれですので、これはあれですか。車両の関係についての事故の関係では損害はなかったと。それから、運転手については事故もなかったと、こういうことでしょうかね。お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） まず1点、先ほどの調査しないのかという形だったので、一応簡易な調査を行って大丈夫だということで今回予算という形にしておりますので、そこは心配ないというふうに考えております。

そして、車両のほうなのですが、車両の修理につきましては、バケットの上部についている、何だったかな、ウインカー等のやつがちょっと曲がっていただけなので、そこを修理、既に修理して終わっております。

以上でございます。

そして、運転手のほうはけが等ございましたので大丈夫でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 皆さん、議員さんおっしゃるように、十分に、私も実はちょっと話長くなりますけれども、農家やっていた頃はやっぱりバケツ上げて、そして線切ったり何かすることはあるのですよ。だけれども、そういう意味ではやっぱり行政としてはやっぱり旗振り等のそういったきちんとやって、そして安全対策を十分に注意するというをしないとまずいのかなと思いますので、終わります。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第63号令和3年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第4回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前11時15分 閉会

令和3年第4回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員